

WTO非農産品市場アクセス交渉会合の結果概要

1. 場 所

WTO本部(スイス・ジュネーブ)

2. 日 時

平成16年11月8日(月)～11日(木)

3. 出席者

奥野漁政部参事官、経済産業省鳩山参事官、外務省梨田国際貿易課長他

4. 議論の概要

- (1) 多くの途上国は、関税削減方式及び途上国配慮について議論をし、先ず、これらの具体的姿を明らかにすることが必要であるとした。また、分野別関税撤廃・調和については、追加的に、任意参加を前提とすべきとした。これに対し、我が国を含む先進国等は、分野別関税撤廃・調和も重要な要素であるので、並行的に議論すべきと主張した。
- (2) また、関税削減方式について、以下のような技術的論点が議論された。
- (i) 従量税等の非従価税を従価税に換算する方式については、農業交渉と共通の論点であるが、米国、カナダを初め多くの途上国が、単一の換算方式やデータに合意して、事務局がこれによって従価税換算すべきと主張した。これに対し、我が国、スイス等は、用いるデータや方式を明示した上で、各国がそれぞれの非従価税を従価税に換算する方式が現実的ではないかと主張した。換算方式については、12月会合において、再度、専門的に議論されることとなった。
- (ii) WTOに関税水準を約束していない、いわゆる非譲許関税の取扱いについては、インド等が、関税水準の譲許自身が譲歩であり、これに加えて、関税の引き下げはできないとした。これに対して、我が国をはじめ多くの国が、関税格差の是正の観点から、非譲許の低関税についてはある程度実行税率より高い関税水準で譲許するものの、高関税まで同じように取り扱うことは公平でないとした。
- (3) 非関税障壁については、今次会合までに、自動車等の非関税障壁を通報した我が国の他5カ国(米国、台湾、シンガポール、インド、アルゼンチン)から、非関税障壁通報が行われ、その積極的な取組みが評価された。また、韓国から電子産業を例にとつて、分野別に非関税障壁を議論すべきとの提案が出された。
- (4) 次回以降も、枠組み合意に則して途上国の輸出関心品目等を含め、技術的事項の検討を行っていくこととなった。このような技術的な検討がモダリティの核となる関税削減方式の具体的あり方等に関する議論につながっていく流れが形成されつつある。

5. 今後の予定

12月 6日～ 8日	非農産品市場アクセス交渉会合
1月31日～(未定)	非農産品市場アクセス交渉会合